

# 在京古高同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、「在京古高同窓会」と称する。

2 本会の事務所は信陵会館(東京都渋谷区道玄坂1丁目15番3号)に置く。ただし、事務所として通知を受けることができる場所を別に定めることができる。

第2条 本会は、第2章に定める会員で構成する。

第3条 本会は会員相互の親睦・交流を図り、宮城県古川高等学校(以下「母校」という。)の事業に協賛することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流に関すること
- (2) 会員の慶弔に関すること
- (3) 母校が行う教育事業への協力・支援に関すること
- (4) 在校生に対する支援に関すること
- (5) その他、本会の目的達成のために必要と認めた事項

第5条 本会の会議は、定時総会、臨時総会及び役員会とし、それぞれの会議における決議は出席者の過半数をもって決する。

### (1) 定時総会

会長の招集により年1回開催し、次の事項について審議する。ただし、天災その他の事由により定時総会を開催することができない状況が生じたときは、書面による決議をもって総会に代えることができる。

- ア 事業計画、事業報告に関する事項
- イ 予算、決算に関する事項
- ウ 役員の変更及び解任に関する事項
- エ その他の重要事項

### (2) 臨時総会

必要と認めた場合、役員会の決議により開催する。

### (3) 役員会

会長の招集により随時開催し、本会の運営等について審議する。

## 第2章 会員

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 通常会員 母校(旧制古川中学校を含む。以下この条において同じ。)の卒業生及び母校に在学したことがある者並びに本会の目的に賛同する者
- (2) 特別会員 母校の現・旧教職員等
- (3) 名誉会員 役員会において推薦し、総会の承認を得た者

## 第3章 役員等

第7条 本会に次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 事務局長  | 1名  |
| 会 計   | 1名  |
| 編 集 長 | 1名  |
| 監 事   | 2名  |

幹 事 各卒業年次に1名ないし2名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、各役員は、後任が選任されるまでの間は引き続きその職務を行うものとする。

3 事務局長は、幹事を兼務する。

4 幹事のうち、1名は庶務担当とする。

第8条 会務遂行に必要と認めるときは、役員会の決議により事務局長の下に必要な委員会を設けることができる。

第9条 会長、副会長、事務局長、会計、編集長及び監事は総会において選出する。在任期間中に欠員が生じた場合には役員会において選出することができる。ただし、この場合至近の総会で承認を得なければならない。

2 幹事は役員会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

(1)会長は、会務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

(3)事務局長は、会の事務を統括し、必要により、会計が行う事務の一部を処理する。

(4)会計は、会の会計事務を処理する。

(5)編集長は、会報の編集及び発刊をつかさどる。

(6)幹事は、会の運営及び会員相互の連絡提携を図る。

(7)庶務担当の幹事は、事務局長を補佐し会の事務を処理する。

(8)監事は、会計事務を監査する。

第11条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。置く場合は、総会に諮り会長がこれを委嘱する。

2 顧問及び相談役は、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

第12条 本会は、名誉会長を置くことができる。置く場合には、総会に諮り推戴する。

#### 第4章 運営

第13条 本会の運営は、年会費、賛助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。年会費は1ヶ年2,000円とする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月末日に終わる。

#### 第5章 会則の改正等

第15条 本会の会則の改正は、総会においてこれを行う。この場合には、第5条の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の承認を得ることを要する。

第16条 この会則に定めるもののほか会務の運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て別に定めることができる。

#### 第6章 雑則

第17条 本会には、会員名簿、出納簿、記録簿（議事録を含む。）を備え付けておくものとする。

#### 附則

本会則は、昭和63年10月15日からこれを実施する。

平成 5年7月10日改正

平成14年7月28日改正

平成15年6月28日改正

平成21年7月 4日改正

平成26年6月21日改正

令和 5年6月24日改正